

諮詢庁：外務大臣

諮詢日：平成28年12月15日（平成28年（行情）諮詢第717号）

答申日：平成29年5月1日（平成29年度（行情）答申第39号）

事件名：「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（開示請求番号2015-00460で特定された後につづられたもの）。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月28日付け情報公開第02247号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

本件対象文書に係るテーマの重要性を鑑みると、文書が全く存在しないということは、にわかに首肯し難いので、改めて関係部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 謝問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、異議申立人が平成27年12月2日付けで行った開示請求「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（開示請求番号2015-00460で特定された後につづられたもの）。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」に対し、不開示（不存在）とする原処分を行った（平成27年1

2月28日付け情報公開第02247号)。

## 2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、開示請求番号2015-00460（以下「別件開示請求」という。）の請求受付日翌日の平成27年11月3日から本件開示請求を外務省が受理した同年12月2日までの間に外務省が作成又は取得し、「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』に関する、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て」である。

## 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、原処分に対し、「テーマの重要性を鑑みると、関連文書が全く存在しないという理由はにわかに首肯し難いので、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として、不開示決定の取消しを主張している。

しかしながら、本件開示請求内容である「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』に関する、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て」における行政文書ファイル等とは、平成26年7月の閣議決定以降の法律原案の作成から国会審議を経て平和安全法制が成立・公布されるまでの一連の経緯を集中的にまとめて管理する目的で編纂したものであり、平成27年9月の同法制の成立・公布を以てその目的を達したため、その後、その業務のために作成又は取得した文書はなく、本件請求の対象となる期間に行政文書ファイル等につづった文書はない。また、本件開示請求を受け、念のため、保有する行政文書を十分に探索したが、該当する行政文書は確認できなかったため、不開示（不存在）の決定を行ったのであり、異議申立人の主張は当たらない。

## 4 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月15日 濟問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年4月11日 審議
- ④ 同月27日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（以下「国際平和支

援法」という。) に関する行政文書ファイル等につづられた文書（別件開示請求で特定された以降のもの）である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

本件開示請求は、国際平和支援法に関し、別件開示請求日翌日（平成27年11月3日）から本件開示請求時点（同年12月2日）までの間にその業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めるものであるが、本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該期間中に新たな文書は作成も取得もしていないとのことであった。

当審査会事務局職員をして国際平和支援法の規定、参議院ホームページ及び平成28年3月25日付け官報（号外第67号）を確認させたところ、国際平和支援法は、平成27年9月19日に成立し、同法附則にて、我が国及び国際社会の平和の安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（以下「平和安全法制整備法」という。）の施行の日から施行する旨定められており、平和安全法制整備法は、平成28年3月29日に施行されたので、国際平和支援法も同日に施行されており、これを踏まえると、本件対象文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久